

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通しについて

令和3年4月1日  
神奈川県三浦市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業	20年間（予定）	運営権者は、次の施設（汚水処理に係るものに限る）に係る維持管理、改築及び増築（管路施設のみ）に関する業務等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 処理場（東部浄化センター）</li><li>・ ポンプ場（金田中継センター）</li><li>・ 管路施設（幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール（マンホール蓋を含む）、公共汚水ます、取付管）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 東部浄化センター 三浦市南下浦町金田 2736 番 5</li><li>・ 金田中継センター 三浦市南下浦町金田 206 番 8</li><li>・ 管路施設 三浦市公共下水道事業計画区域（東部処理区）内</li></ul>	令和3年4月（予定）